

# いわちゃん ポスト

岩井やすのりの県政かわら版

## 千葉県議会議員



# 岩井やすのり

プロフィール 1970年(昭和45年)生まれ 47歳  
早稲田大学大学院 政治学研究科修了  
H27年 千葉県議会議員 2期目当選

## 岩井やすのり 議員事務所

TEL: 0476-36-7799

HP: <http://www.iwai-y.jp> メール: [mail@iwai-y.jp](mailto:mail@iwai-y.jp)

印旛郡栄町安食台 2-26-23(栄町役場前大山ビル 2F)

# 来春の県内公立高入試 面接なども点数化へ

県は、来春実施される県内公立高入試について、学力検査に加え、「面接」や「自己表現」なども総得点化することを決定。判定基準が曖昧(あいまい)であり、早期改善が必要であるとの岩井の求めに応じたものです。

## 「C評価は審議対象」面接等の評価が曖昧

今春実施された県内公立高入試では、一部県立高において「自己表現」の検査で運動などの実技を選択した受験生を優遇していた問題が発覚。県が各校の入試実態の調査に乗り出すなど、大きな波紋を広げました。

そもそもの問題は、500点満点の学力検査や135点満点となる内申点と異なり、面接や自己表現等の検査の配点が明らかにされていないことです。

例えば、県内公立高校の前期選抜の合否判定においては、第1日に実施された学力検査と内申点で、ともに定数の8割以内の結果を得た受験生を「A組」とし合格内定者とする一方、学力検査と内申点の片方または両方が8割以内に至らなかった受験生を「B組」としています。B組の受験生については、第2日に実施される面接や自己表現等の検査結果(A~C評価)を加味して合否判定するわけですが、この際、「C評価の受験生は審議対象」といった具合で、それぞれの

### 県内公立高(前期選抜)の合否判定方法

- ・第1日に実施する学力検査、内申点で、ともに定数の8割以内にある受験生は、「A組」として合格内定。
- ・上記以外の受験生を「B組」とし、面接や自己表現等の検査結果(A~C評価)を加味し、合否判定を行う。
- ※ 面接、自己表現等のA~C評価がどの程度の加減点になるのか、明らかにされていない。

前期選抜内容(第2日)の変更点(第4学区)

高校名	学科	H29年入試	H30年入試
我孫子	普通科	適性検査	自己表現
成田国際	普通科	適性検査	自己表現
富里	普通科	適性検査	自己表現
佐倉南	普通科	面接・適性検査	面接・自己表現
四街道	普通科	適性検査	自己表現

県教育庁発表資料による

評価が点数化されているわけでもなく、合否の判定基準がきわめて曖昧だったのです。

## 「A組・B組制度」の存続は各校で判断

県教育庁は、面接や自己表現検査等の透明性、公平性を高める必要があるとして、来春入試から全ての検査の点数化を決定。学力検査、内申点との合計で合否判定されることとなります。また、実技が多い「適性検査」は体育科など専門家に限ることを要請した結果、来春入試では9校17学科(前年度は23校32学科)と半減し、代わって、「自己表現」が増えた格好です。

なお、ともに8割以内の受験生を即合格内定者とする事で、学力検査、内申点を重視する「A組・B組」制度の継続については、各学校で決定し、10月に各校HPで発表することになっています。

判定基準が曖昧な県公立高入試制度の問題点を指摘し、県担当課と何度も話し合いを続け、6月の予算委員会にてようやく得られた回答がこの「総得点化」。入試改革に向けた働きかけを続けてまいります!

県公立高入試(第2日)の検査とは ・「面接」…通常、6~8名程度で実施する集団面接 ・「自己表現」…受験生が予め申告したテーマに従って、自己PRや実技を行う検査 ・「適性検査」…高校側が提示した内容に従った実技検査

# 印西市草深の宅地開発問題 許可行政の実態と自衛策

横行する違法開発や、また適法であっても急伸する宅地開発により、住環境や地域農業への悪影響が懸念される、印西市草深の宅地開発問題。今回号では、開発許可行政の現状や市民による自衛策に焦点を当てていきます。

## 違法開発は土砂搬入に遡って現状回復させるべき

業者が開発許可を得ないまま、土砂の搬入やコンクリートブロック塀の築造等の開発行為を行い、土地購入者決定後に、個別に購入者名義で開発許可申請を行わせるといった、印西市草深で横行する違法開発の実態については、弊紙95号にてお伝えしたところです。



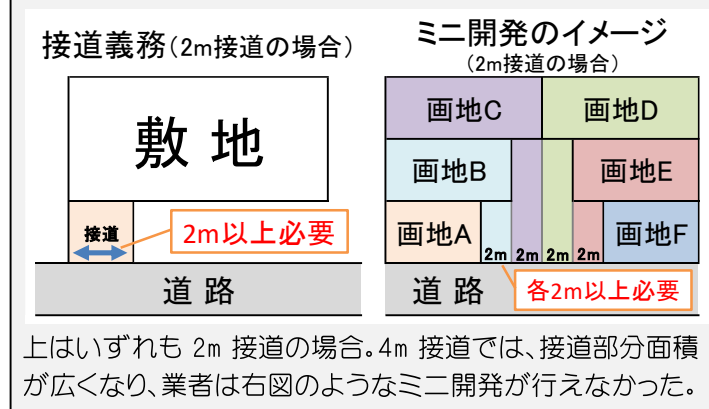
取り外された販売用看板

宅地開発は、土砂搬入→コンクリートブロック塀築造→ゴミ置場の築造→販売用立看板設置といった形で進むものですが、市担当者は、一連の行為を総合的に判断する必要があるとした上で、「土砂搬入やコンクリートブロックだけでは開発行為と断定できない」「ゴミ置場築造だと（開発行為が）色濃くなる」「立看板設置となれば開発行為と言えり」等とし、結局、最後の最後の販売用立看板のみを撤去させるに留まっているのが現状なのです。

私が市担当課に求めているのは、一連の行為を総合的に判断した上で違法開発とみなしているならば、業者に対し最初の土砂搬入にまで遡って現状回復させること。結果として違法となった開発行為を行った業者に、相応の損害を被らせなければ、利益をむさぼる違法開発はいつまで経ってもなくなならないからです。

## 2m接道への規制緩和で「ミニ開発」が急伸

ところで、印西市では平成27年に条例改正を行い、宅地開発がしやすくなっています。40戸連たん制度の導入により、市街化調整区域での開発行為が可能になったこ



とに加え、接道義務が4mから2mに緩和されたため、6~8区画程度のミニ開発が可能になったわけであり、つまりは、草深地区での宅地開発の急伸は、印西市による規制緩和に因るものと言えるのです。

もちろん、宅地開発の促進自体を否定するわけではありません。受入態勢が整っていない市街化調整区域で開発行為が進み、住民の生活環境が悪化することが問題なのです。市は、待機児童や地域内小中学校のパンクといった懸念への対応を進めるとともに、上下水道等のインフラ整備に取り組む喫緊の必要性があると考えます。

## 隣接地権者の同意なければ埋立て不可に~残土条例

最後に草深地区の住民にお伝えしたいのが、印西市の残土条例。この4月に施行された新条例では、500平米以上の埋め立てを行う際には、隣接するすべての地権者から同意を得ることが要件となっています。つまり、既存市民にとっては、行き過ぎた宅地開発に「NO!」を突きつける有効な自衛策となるのです。

草深地区でのスプロール化を防ぎ、地域の自然豊かな環境を守っていくためには、市民による監視の目が不可欠。隣地でのいきなりの埋立て等、「おかしいな」と思ったら、岩井事務所までお気軽にご相談ください!

## 印西市草深の宅地開発問題とその対策

